

登録教習機関の長 殿

神奈川県労働局労働基準部長

### 個人番号が記載された住民票等の取扱いについて

平素より労働基準行政に御理解と御協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）が平成 27 年 10 月 5 日に施行され、同日から住民票の写しに特定の個人を識別するための番号（以下、「個人番号」という。）の記載が可能となりました。

番号法第 20 条においては、番号法第 19 条各号に規定される特定個人情報の提供制限の例外を除き、特定個人情報を収集し、保管してはならないとされていますが、個人番号制度の開始により、住民票の写しに個人番号の記載が可能となり、番号法第 17 条第 1 項の規定に基づき、住民基本台帳記載者に対し、個人番号カードが交付されることとなったこと等を受けて、今後、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等に基づく各種安全衛生関係の申請等を受け付ける際に、申請者から本人確認書類として、個人番号が記載された住民票の写し又は個人番号カードの提示を受ける場合は、下記により取り扱っていただくようお願いいたします。

### 記

- 1 個人番号が記載されている住民票の写しの取扱いについては、番号法第 20 条の規定の趣旨を踏まえ、個人番号が記載されていないものを提出させること。  
なお、個人番号が記載された住民票の写しが郵送等により提出された場合は、住民票の写しの個人番号記載部分を判読・復元できない状態にした上で保管すること。
- 2 個人番号カードにより本人確認を行う際は、事後の申請書記載事項の内容確認等の観点から写しをとることが必要と判断された場合は、カード表面のみを複写することとし、個人番号が記載されたカード裏面の複写は行わないこと。  
なお、個人番号の通知カードについては、本来、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであることから、本人確認書類として取り扱わないこと。